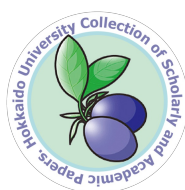




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	小池康仁『琉球列島の「密貿易」と境界線：1949-51』
Author(s)	山上, 博信
Citation	境界研究, 6, 177-181
Issue Date	2016-03-30
DOI	https://doi.org/10.14943/jbr.6.177
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61125
Type	departmental bulletin paper
File Information	09Yamagami.pdf



[書評]

小池康仁『琉球列島の「密貿易」と境界線：1949-51』^{*}

山上 博 信

はじめに

「日本」に住む私たちが日常生活では意識しないことがらの一つに「国境(境界)」なる概念がある。国境は、日本が四方を海に囲まれているがゆえに、対馬などの一部地域を除けば、海外旅行の際、飛行機で「飛び越える」ものであるからである。

ところで、第二次世界大戦後、例外的に「国境(境界)線が行ったり来たりした地域」がある。戦勝国は、日本がポツダム宣言を受諾したのち、翌1946年1月29日、日本の「若干の外郭地域」を日本から分離した⁽¹⁾。

若干の外郭地域とは言うものの、沖縄・奄美・小笠原だけでなく、伊豆大島に至るまで、事実上の外国とみなされる地域となったのだ。大島では、大島島民による「大島大誓言」という、司法権を除く23箇条からなる暫定憲法の制定作業が行われた⁽²⁾。

若干の外郭地域は、順に、伊豆諸島(1946年3月22日)、口之島を含む北緯30度以南の下七島(1952年2月4日)、奄美群島(1953年12月25日)、小笠原諸島(1968年6月26日)、沖縄(1972年5月15日)と日本復帰を果たした。

しかし、各地域は、政治上行政上日本から分離されたので、終戦後の混乱期に、食糧品や日用品の調達でさえ困難を極める事態に直面した。

住民たちが続けてきた、人の移動と必要な取引を軍事的措置から一方的に絶たれたことに対し、住民たちは「密航」あるいは「密貿易」と言う名前の行為を通じて必要を補った。

著者は、台湾に最も近い与那国島から沖縄、奄美、鹿児島そして日本本土の各地をつぶさに歩き、密航ならびに密貿易に関する調査分析を行った研究者である。なかでも1949年から51年までの期間、与那国島、宮古島、沖縄本島、口永良部島を足掛かりとして行われた密航・密貿易の実態につき、行き来する境界線の下でたくましく生き抜く与那国島民のくらしを再現し、くらしを支える私貿易ネットワークのモデル構築を試み、南西諸島各地

^{*} 小池康仁『琉球列島の「密貿易」と境界線：1949-51』森話社、2015年。

(1) 連合国軍最高司令官総司令部指令(SCAPIN)第677号「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」(SCAPIN-677: GOVERNMENTAL AND ADMINISTRATIVE SEPARATION OF CERTAIN OUTLYING AREAS FROM JAPAN) (January 29, 1946)。

(2) 榎澤幸広「伊豆大島独立構想と1946年暫定憲法」『名古屋学院大学論集 社会科学篇』49巻4号、2013年、125-150頁。

域へのあてはめを試みた研究を博士論文として提出した⁽³⁾。この研究成果を法政大学大学院博士論文出版助成金により出版したのがこのたび紹介する本書である。

1. 先行研究・先行書籍

第二次世界大戦後の密貿易・密航を扱った研究や著作については、代表的なものとして以下のものが挙げられる。池間栄三『与那国の歴史』、石原昌家『大密貿易の時代：占領初期沖縄の民衆生活』、佐竹京子『軍政下奄美の密航・密貿易 単行本』、前橋松造『金十丸、奄美の英雄伝説：戦火をくぐった疎開船の数奇な運命』、奥野修司『ナツコ 沖縄密貿易の女王』、宮良作『国境の島与那国島誌：その近代を掘る』、芝慶輔編著『密航・命がけの進学：アメリカ軍政下の奄美から北緯30度の波濤を越えて』、陳天璽ほか『越境とアイデンティフィケーション：国籍・パスポート・IDカード』（評者は、本書の共著者であり、「第16章 揺れ動く『うちなる国境』と渡航文書・パスポート」にて、復帰前のパスポートについて網羅的に詳述した）、松田良孝『与那国台湾往来記：「国境」に暮らす人々』、三上絢子『米国軍政下の奄美・沖縄経済』などである⁽⁴⁾。

いずれも境界線に近い、与那国と台湾の関係、奄美・トカラと日本本土の関係により関心が向けられ調査研究が取り組まれてきたことが理解できる。

本書は北緯30度以南の南西諸島における「密貿易」に関し、広域的にネットワークの広がりとその機能が俯瞰できる内容となっている。

2. 本書の構成

本書の構成は、以下のとおり与那国島、宮古島、沖縄本島、口永良部島の順に論考を行っている。特に、先行的に調査研究を蓄積し、台湾交流記録整理業務の専門家として与那国町役場に迎えられた著者の関心は、与那国からスタートしている。

序章 琉球列島における共同体の連携

一 問題の所在

二 「密貿易」のモデル化

(3) 小池康仁『「境界線」の変動と民衆：琉球列島における「密航・密貿易」(1949-1951年)の政治社会学的考察』法政大学博士(政治学)学位請求論文、2012年。

(4) 池間栄三『与那国の歴史』池間苗、1959年；石原昌家『大密貿易の時代：占領初期沖縄の民衆生活』晩声社、1982年；佐竹京子『軍政下奄美の密航・密貿易』南方新社、2003年；前橋松造『金十丸、奄美の英雄伝説：戦火をくぐった疎開船の数奇な運命』南方新社、2004年；奥野修司『ナツコ 沖縄密貿易の女王』文藝春秋、2007年(2007年刊は文庫本であり、原著単行本は2005年刊行)；宮良作『国境の島与那国島誌：その近代を掘る』あけぼの出版、2008年；芝慶輔編著『密航・命がけの進学：アメリカ軍政下の奄美から北緯30度の波濤を越えて』五月書房、2011年；陳天璽、近藤敦、小森宏美、佐々木てる編著『越境とアイデンティフィケーション：国籍・パスポート・IDカード』新曜社、2012年；松田良孝『与那国台湾往来記：「国境」に暮らす人々』南山舎、2013年；三上絢子『米国軍政下の奄美・沖縄経済』南方新社、2013年。

第一章 与那国島私貿易ネットワークモデル

- 一 前近代の与那国島、八重山社会
- 二 近代の与那国島における人の移動：台湾との関係を中心に
- 三 沖縄戦と琉球列島の占領、引き揚げ、私貿易の始まり
- 四 与那国島近海の「密貿易」記録：1950、51年の取締り記録
- 五 与那国・八重山の新聞資料にみる国際情勢と私貿易
- 六 与那国島を往来した人々
- 七 与那国島私貿易ネットワークモデル

第二章 宮古島の私貿易

- 一 宮古島における貿易と漁業、私貿易の始まり
- 二 宮古ー与那国島ルートの私貿易
- 三 宮古ー糸満ルートの私貿易
- 四 宮古における私貿易ネットワークの諸相

第三章 沖縄本島の私貿易

- 一 糸満漁業者の発展と移動
- 二 裁判所判決にみられる「密貿易」記録
- 三 糸満出身者達の「密航」
- 四 沖縄本島における私貿易ネットワークの諸相

第四章 口永良部島の私貿易

- 一 1949年の「密貿易」取り締まり
- 二 1950年の「密航」・私貿易取り締まり
- 三 口永良部島における私貿易
- 四 口永良部島における私貿易ネットワークの諸相

終章 私貿易時代の終焉とそのネットワークの形態について

3. 刑事確定記録を参照していることについて

評者の独断で筆を進めるが、本書で特筆すべきことは、刑事訴訟記録を参照していることである。評者が刑事裁判の保存や公開について定めた「刑事確定訴訟記録法」の解説書⁽⁵⁾の執筆陣に入っていたこともあるが、本書が復帰前の琉球裁判所の刑事訴訟記録にあたっていることは特に評価したい点である。

そもそも、奄美・沖縄を含む南西諸島地域は、第二次世界大戦の沖縄戦において米軍が日本軍の戦闘行為を制圧した地域を戦時国際法『ヘーグ陸戦法規』を根拠に占領を始めたものである。米軍は、米国海軍元帥(肩書は「米国太平洋艦隊及太平洋区域司令長官兼米国軍

(5) 福島至編著『コンメンタール刑事確定訴訟記録法』現代人文社、1999年。

占領下の南西諸島及其近海の軍政府総長)シー・ダブリュー・ニミッツの名により、布告(いわゆるニミッツ布告第1号)を出し、占領地域から日本帝国の行政権を排除した。さらに、ニミッツ布告第2号として戦時刑法を公布し、第1条第5号に「敵または敵の管轄区域の如何なる者とも連絡したる者」は死刑に処すとの規定を置いた。これが密航・密貿易を取り締まる最初の根拠となったのである。以後、密航・密貿易は、様々な法令が整備されるとともに軍法に触れる犯罪行為から刑事事件に転化していく。密航や密貿易に関する捜査の端緒から有罪判決に至るまでのプロセスを一定の厳格な手続きによって処理される刑事訴訟の記録を参照することにより分析を進めた点は、高く評価すべきである。

4. 「密貿易」なることばを「私貿易」なる言葉に読み換えることについて

本書において注目すべきは、「密貿易」なることばを「私貿易」と読み換えた点である。この点を論じるにあたって、評者が調べた密航に関する有罪判決(1949年9月30日長崎地裁島原支部宣告の一部を紹介したい。

判決文に記された「罪となるべき事実」は以下のとおりである(被告人氏名は記号に置き換え)。

第一、被告人B1、同B2はB5と共謀の上九州から北緯30度以南の南西諸島の奄美 大島へ貨物を密輸出し、又同地から九州へ貨物を密輸入しようと企て、被告人B1が予て傭船した船舶(証第8号の運搬船)に

(一) 1949年7月13日頃熊本県八代港において、税関の免許を受けずに脱穀機3台、鋤7挺、ミシン1台、下駄126足、昆布130貫、木材230坪、氷かき機2台、イチゴ水6打を船積した上右被告人兩名及B5は同船の機関長である被告B3、船員である被告B4と共に同船に乗組み(被告人B2は船長、被告人B1は船主格)同月20日頃同所を前記奄美大島に向け出帆し同月23日頃同島野見山海岸に到着しその頃右物品を同所へ陸揚して密輸出をなし、

(二) 同月30日頃右奄美大島野見山海岸において税関の免許がないのに黒砂糖5,300斤を被告人B3、同B4等の協力を得て船積した上同被告人等及B5と共に同船に乗船し同日頃同地を九州へ向け出帆し同年8月1日頃福岡県大川等に到り以て右物品の密輸入を図り[・・・]。⁽⁶⁾

併せて、一枚の写真を紹介する。六調の輪踊りをする臨時北部南西諸島政庁時代に設置された復帰前の大島高校1953年3月卒業のみなさんである。評者が境界研究ネットワークJAPAN(JIBSN)竹富セミナーの際立ち寄った石垣市内の民謡酒場で撮影した一枚である。当時の大島高校三年生は、大学や専門学校のため本土に進学する場合、多くは密航に拠るしかなかった学年である。速力のない焼き玉エンジンの小さな漁船の奥深くに隠れ、船酔いと恐怖に苦しみながら無事に七島灘(しちとうなだ; トカラ列島周辺を横切る黒潮の流

(6) ウエストロー・ジャパン株式会社判例検索(文献番号: 1949WLJPCA09306005) [http://www.westlawjapan.com/]。



図1 大島高校1953年3月卒業のみなさん
出典：石垣市にて評者撮影(2014年11月15日)

れ激しい海域)を無事越えられること、さらに臨検や銃撃に遭わないことを必死で祈り、夜陰に隠れて山川港などに上陸し、願いを果たした皆さんである⁽⁷⁾。

「私貿易」なる用語には、今日の刑法犯としての「密貿易」と異なり、「列島間の人の移動、物資の運搬、商取引行為」の意味が込められているのである。

5. 今後の課題

評者は、本書の読後に二つの課題を見出した。一つ目は、「密航」をどう読み換えるかという点である。「密貿易」を筆者は「私貿易」と読み換えた。同様な呼び方は与那国島で「景気貿易」とか「復興貿易」などと言われた例がある。

では、「密航」をどのように読み換えたらいよいであろうか。たしかに、当局の取り締まりから逃れて移動することには変わりがない。しかし、奄美からは多くの若者が密航して進学・就職をした。1959年に横綱に昇進した第三代朝潮太郎も徳之島から密航した若者だった。適切な言葉と概念構築ができれば、今後の移民政策にも大きな影響を与え得ると感じた。

二つ目は、台湾や香港、中国などとの共同研究の必要性についてである。「密貿易」は、相手との互恵的協力の下で行われてきた。台湾や香港、中国などとの研究交流により研究成果の深化を期待したい。評者も台湾蘇澳にある南方澳に与那国との「私貿易」に関わった黄春生氏のインタビューに同行したことがある⁽⁸⁾。今では、相手国地域でも私貿易を記憶する者は極めて少なくなっているだろうし、だからこそ今のうちに共同研究を行って生の声を集める必要がある。

(7) 奄美大島の民謡は、石垣の民謡酒場では全くなじみのないものであり、評者が店と同窓生の間をとりなし、大島高校の校歌や六調と輪踊りで盛り上がったときの一コマである。

(8) 「黄春夫さんインタビュー」、「密貿易真っ先にやってたよ」くらしの悩み、なんくるないさ！（評者執筆のブログ）（2011年5月16日）[<http://bonin.ti-da.net/d2011-05-16.html>]。

